



役 場 ☎63-2111
教育委員会 ☎63-3046
保健福祉センター ☎63-1311

高山村の「未来に残したい写真」募集！

突然なにもかもを消し去った東日本大震災。しかし、人々が生きてきた軌跡、人々が愛した風景は写真の中で生きていました。なにげない一瞬、なんでもない一瞬が、いつか撮ってよかったと思える一瞬になります。子供たちの笑顔、おじいちゃん・おばあちゃんの知恵、農村風景、伝統文化等、未来に残したい高山村の写真



を気軽にご応募ください！

詳細は役場ブログ (<http://tkym-yakuba.jugem.jp/?eid=67>) か、役場地域振興課・いぶき会館に置いてあるチラシをご覧ください。応募締め切りは平成24年1月20日です。お問い合わせは、高山村役場地域振興課 (☎0279-63-2111) までお願いします。



神田 紫 講談会のお知らせ

村では環境に優しい村づくりを目指すため、「もったいない運動」を推進しており、マイ・バッグ運動や廃食用油回収等の活動を展開しているところです。

今回、本運動についてより関心を高めていただくと共に、自らの住環境をもう一度見つめ直す契機として、講談師の「神田 紫」氏を迎え、下記日程により講談会を開催します。

ご家族の方やご近所の方と出掛けてみませんか??

多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

- 日 時 平成23年7月15日 (金)
午後7時 ~ 午後8時30分
※午後6時45分までに会場へお入りください。
- 場 所 高山村いぶき会館 3階 多目的ホール
- 内 容 神田 紫 氏による講談
①「井伊直人の出世物語」 約15分
②「ミニミニ講談教室」
③「もったいない善兵衛」] 約1時間10分
④「よせ踊り」
- 参加費 無料
- 注意事項 ビデオカメラ等での撮影、録音は一切禁止となりますのでご了承ください。
「ミニミニ講談教室」及び「よせ踊り」での写真撮影は可能です。



かんた しづか
女流講談師：神田 紫 氏
・(社)落語芸術協会会員
・日本講談協会 前会長

「講談 (こうだん)」とは?

寄席演芸のひとつで、物語をリズムカルに、調子をつけてわかりやすく話す話芸です。

座布団に座り、前に講釈台 (こうしゃくだい) を置いて、左手に高座用の扇子を置き、右手には張り扇 (はりおうぎ) を置いて、話の途中に張り扇で講釈台をパンパン叩きながら調子を取り、話を進めていきます。

講談の種類は、軍談 (軍記物・合戦物)・武芸物・世話物・侠客物・伝記物・評定 (ひょうじょう) 物・新聞物などがあります。

- 問い合わせ先 高山村役場地域振興課
(☎63-2111)

住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。

証明書の種類	窓口に来る人	印鑑	本人確認書類	委任状
住民票	本人	要	要	不要
	同一世帯員	要	要	不要
	別世帯の代理人	要	要	要
戸籍の謄本等	本人	要	要	不要
	配偶者・直系血族	要	要	不要
	配偶者・直系血族以外の代理人	要	要	要
印鑑登録証明書	本人又は本人以外の代理人 (印鑑登録証(緑の手帳)が必要です)	不要	要	不要

※同一世帯員・・・世帯分離をしている方は対象となりません。

※直系血族・・・本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。

●本人確認書類●

請求者等	本人確認書類			
1点で足りるもの(国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真入り身分証明書)	運転免許証 パスポート 住基カード(写真入り) 外国人登録証明書 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書			
2点必要となるもの	①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点 ②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点			
	<table border="0"> <tr> <td>① 写真のない書類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証 共済年金若しくは恩給の証書 国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書 共済組合員証・国民年金手帳・住基カード(写真のないもの) 戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 </td> </tr> <tr> <td>② 写真入り書類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 学生証・法人が発行した身分証明書 国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書 </td> </tr> </table>	① 写真のない書類	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証 共済年金若しくは恩給の証書 国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書 共済組合員証・国民年金手帳・住基カード(写真のないもの) 戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 	② 写真入り書類
① 写真のない書類	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証 共済年金若しくは恩給の証書 国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書 共済組合員証・国民年金手帳・住基カード(写真のないもの) 戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 			
② 写真入り書類	<ul style="list-style-type: none"> 学生証・法人が発行した身分証明書 国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書 			

●「委任状」提出の注意点●

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。「委任状」は高山村役場住民課窓口にあります。

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課窓口にお問い合わせください。

●納税等★印が7月に納めていただく税等です。

	村民税	県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険税	後期高齢者医療保険料	上下水道使用量
4月				●				
5月			●					●
6月	●							
7月		★			★	★	★	★
8月	●				●	●	●	
9月					●	●	●	●
10月	●				●	●	●	
11月					●	●	●	●
12月					●	●	●	
1月	●	●			●	●	●	●
2月					●	●	●	
3月					●	●	●	●

税金は 社会を支える
あなたの会費



人口と世帯数 (6月1日現在)

人口	4,007人 (+ 3)
男	1,953人 (+ 1)
女	2,054人 (+ 2)
世帯数	1,312世帯(+ 4)

※()内は、前月との比較

後期高齢者医療被保険者証の更新について

8月1日から医療機関等の窓口で提示していただく「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい被保険者証の色は「紫色」で黄緑色の封筒に入れて、7月下旬にお手元に届くように送付しますので、保険証が届きましたら、住所、氏名等をご確認ください。新しい保険証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までの1年間になります。被保険者証には、医療機関等の窓口で支払う自己負担割合が記載されています。

☆被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄について

臓器移植に関する法律が改正され、国や地方公共団体では移植医療に関する啓発を行うことになりました。そのため今年度より被保険者証の様式を改正して、臓器提供に関する意思表示欄を設けています。

被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄に記入をすることで、臓器を提供するか、しないかの意味を表すことができます。なお、臓器提供意思表示欄への記入は被保険者の任意ですので、必ず記入しなければならないものではありません。

☆被保険者証の自己負担割合について

自己負担割合は同一世帯の被保険者の前年中の住民税課税所得により判定されます。

- 1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方
3割負担（現役並み所得者）

2 1以外の方 1割負担

ただし、3割負担の方のうち、次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①後期高齢者医療被保険者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満の方
- ②後期高齢者医療被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満の方
- ③後期高齢者医療被保険者が同一世帯に1人で、家族に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計520万円未満の方

☆限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

住民税非課税世帯の被保険者は、入院の際に限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示していただくと、入院時の自己負担上限額と食事代等の負担額が軽減されます。現在、交付されている「緑色」の減額認定証の有効期限は、平成23年7月31日までとなっており、引き続き8月1日から有効となる減額認定証の交付を受けるためには申請が必要となります。該当者には6月下旬に申請書をお送りしたので、減額認定証が必要な方は7月中に住民課窓口で申請してください。

お問い合わせ先

役場 住民課 ☎63-2111

群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7125

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の方には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。免除や若年者納付猶予の申請をする時、本人・配偶者及び世帯主（若年者納付猶予では世帯主は除かれます）の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除（若年者納付猶予では全額の納付が猶予）されます。

一部免除には、4分の3免除（4分の1納付）、半額免除（半額納付）、4分の1免除（4分の3納付）があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないことと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び若年者納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができます（失業等による理由を除く）。

今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない方、一部免除の承認を受

保険料免除の申請は、
原則として毎年必要です

国民年金



けていた方は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除等を希望する場合には申請が必要です。忘れずに役場住民課の国民年金担当係へ申請の手続きをしてください。

国民年金保険料免除に関する問い合わせ先

・渋川年金事務所

国民年金課

☎0279・22・1607

付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者等）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。

付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額Ⅱ200円×付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している方や多段階免除などの免除制度を利用している方は、付加保険料を納めることができます。

付加年金の加入をご希望の方は、役場住民課へお申し出ください。

学校給食を食べてみませんか！

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

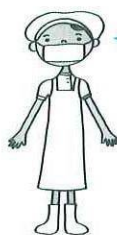
- 日 時 平成23年7月15日（金）
12時から1時
 - 場 所 高山小学校 1階 会議室
 - 費 用 260円（当日集金します）
 - 申し込み 高山小学校 教頭（小倉）まで
電話（63-2001）でお申し込み
ください。
 - 締め切り 7月12日（火）まで
※先着22名とさせていただきます。
- ※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけ下さい。

予定献立

- ・夏野菜カレーライス
- ・切り干しサラダ
- ・牛乳
- ・キウイフルーツ
- ・しょうゆ卵



7月の給食試食会は、給食で人気のカレーに夏野菜をたっぷり入れて、じっくりコトコト煮込んで作ります。栄養満点の給食を食べて、夏をのりきりしましょう！

どなたでもご参加いただけますので、お気軽におこしください。

「わがやのレシピ集」さしあげます

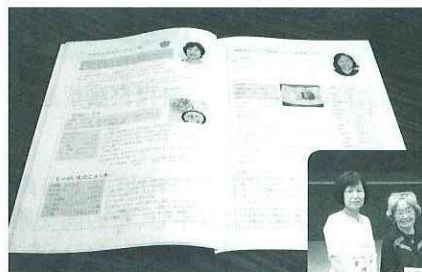
～食改推の笑顔がおいしさをひきたてるレシピ集です～

「わがやのレシピ集」は広報に食改推が4年間にわたり掲載したレシピをまとめたものです。お料理は会員が自宅で作っている「わがやの自慢料理」です。季節に合わせた地元の食材を使い、分量はレシピ記載のため「て・き・と・う」からきちんと量り直して、塩分など味の調節をしたり、とても苦労しました。また、栄養計算も表示したので、カロリーや脂質、塩分、野菜の量などを確認して健康づくりの参考に活用していただきたいと思います。

- 配布場所 ・保健福祉センター
・いぶき会館、教育委員会
・住民課
* 3場所 合計60冊用意してあります。

■ 配布期間 7月1日（金）から終わり次第

■ お問い合わせ 保健福祉センター ☎63-1311 担当 藤井



カラー印刷で、きれいにできてます。



「是非、ご覧ください!!!」

東京電力福島原子力発電所事故に係わる農産物損害賠償の請求について

群馬県は東京電力の福島原子力発電所の事故による農産物の被害に対し、JAグループと協力して損害賠償対策協議会を組織し、東京電力へ損害請求等の交渉を行っています。

JAに出荷している方は、JAでとりまとめをおこなっています。

JAに出荷のない方は役場農政課に損害報告の用紙がありますので、廃棄に要した費用や数量・不耕作の面積を記入して提出ください。また、栽培記録簿や写真・伝票等証

拠書類の提出も求められます。

損害内容としては契約取引を行っていた場合の契約解除や著しい市況価格の下落により出荷ができなくなり廃棄をした場合等です。

風評被害も申請できますが、損害賠償される品目や期間が明確になっていないため、認められない場合がありますので、ご了承ください。

詳しくは役場 農政課（☎63-2111）までご連絡ください。

吾妻広域町村圏振興整備組合 職員募集について

吾妻広域町村圏振興整備組合では、平成24年度に採用する職員を募集します。

1. 採用予定職種・人員

養護老人ホーム 栄養士及び介護職 各1名

2. 受験資格

(A) 栄養士(次の①②③のすべてに該当すること)

- ①栄養士または管理栄養士免許保有者。
- ②栄養士または管理栄養士としての実務経験年数3年以上の者。
- ③昭和46年4月2日以降に生まれた者。

(B) 介護職(次の①②のすべてに該当すること)

- ①介護福祉士免許保有者(または、来春取得予定者)。
- ②昭和56年4月2日以降に生まれた者。

3. 試験日・内容

- 第1次試験(群馬県町村会が実施する県内町村職員採用統一試験)

期日:平成23年9月18日(日)

内容:教養試験(職員として必要な一般的教養・知識・知能について択一式試験)

- 第2次試験(第1次試験合格者を対象とする面接・作文試験) 期日:未定

4. 試験会場

- 第1次試験 吾妻郡文化会館 会議室(中之条町大字西中之条135)

- 第2次試験 会場未定(第1次試験合格者に通知します)

5. 受験申込期間

平成23年7月1日～8月12日

※受験申込書は、下記吾妻広域ホームページからダウンロードできます。また、養護老人ホーム及び吾妻広域圏事務局(吾妻郡文化会館2階)にも用意してあります。

6. 申込方法

簡易書留(8月12日必着)又は、直接持参で吾妻広域圏事務局へ提出して下さい。

7. 申込・問い合わせ先

吾妻広域町村圏振興整備組合 事務局
〒377-0425 群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地(吾妻郡文化会館内)
☎0279-75-4700
吾妻広域ホームページに詳しく掲載いたします。
<http://www.aga-kouiki.jp/>

◎消防職員採用試験も、ほぼ同じ内容です。ご不明な点はお問い合わせください。

優良自動車運転者表彰

吾妻交通安全協会高山支部では、優良自動車運転者表彰の募集を行います。

表彰の種類

- 旭日金冠章・・・運転免許を有し40年以上自動車(原動機付自転車を含む)の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に金冠金章を受けている方です。
- 金冠金章・・・運転免許を有し30年以上自動車(原動機付自転車を含む)の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に金冠銀章を受けている方です。
- 金冠銀章・・・運転免許を有し20年以上自動車(原動機付自転車を含む)の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に金章を受けている方です。
- 金章・・・運転免許を有し15年以上自動車(原動機付自転車を含む)の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に銀章又は昭和55年以前に銀章と同等の表彰を受けている方です。
- 銀章・・・運転免許を有し10年以上自動車(原動機付自転車を含む)の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、既に銅章を受けている方です。
また、過去に同種の県表彰を受けていない方です。
- 銅章・・・運転免許を有し5年以上自動車(原動

機付自転車を含む)の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のない方で、過去に地区表彰(銅賞)を受けていない方です。

なお、いずれの表彰も地区交通安全協会の会員であることが必要です。また、交通法令以外の法令違反のある場合、表彰から除外されることがあります。

表彰に該当する方は役場総務課にて申請手続きをお願いします。

無事故・無違反証明書申請費用は吾妻交通安全協会が負担します。また、表彰該当者は秋の全国交通安全運動期間中に行われる表彰式で表彰を行います。

表彰に必要なもの

- ・印鑑
- ・免許証
- ・安全協会会員証

募集期間

平成23年7月8日(金)まで

相京 恵様から寄附金を受け取る
荒木村長



東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、多くの方々が復興への努力を続けています。高山村では、村民皆様のご協力をいただきながら「被災地への物資支援」や「被災者の受け入れ」を行い、現在「わらび荘」には、福島第1原子力発電所の事故により40名の方々が避難をされています。この高山村に避難をされている方々のためにと、ご両親が高山村出身で、ご本人は高崎市に在住し、株式会社ビジョップの専務取締役を務められている「相京 恵」様より20万円のご寄附をいただきましたので紹介させていただきます。

温かいお気持ちに
心から感謝を申し
上げます

若妻会より義援金

若妻会では「東日本大震災」による被災者の方々の一助になればと10万円を寄附させていただきました。

災害に遭われた方々や地域が一日も早く復興されることを願います。

水中(プール)ウォーキングに参加してみませんか？

水中(プール)ウォーキングは、泳げない人でも水の力を利用して運動ができることで、注目を集めています。

陸上での運動とは違い、水の中に入っている間は、体に均等に水圧がかかり、筋肉に負荷がかかって、歩いていると抵抗によって効率よくカロリーが消費できるという点で人気が高まっており、浮力によって体の重さが軽減される為、足腰にかかる負担も抑えられるというメリットもあります。

ウォーキングは負担の少ない有酸素運動で、ダイエットばかりでなく高血圧や糖尿病の運動療法として有効です。

ふれあいプラザの屋内プールなら1年中天気を気にせず利用することができます。是非参加してください。



ふれあいプラザ
☎0279-63-2000
営業時間10時～21時

指定管理者から

ふれあいプラザなど指定管理施設では節電のため電力消費量の20%削減(昨年比)を目標としました。皆様方のご協力をお願いいたします。また、ふれあいプラザ内で足のみマッサージ(機械式)と農産物の販売を始めました。手の冷える方・むくみやすい方はお試ください。高山村農産物直売所は朝7時半から農産物を受け入れます。また、夕方6時までと営業時間を1時間拡大いたしました。生産者の方、村民の方のより一層のご利用をお待ちしています。

みどりの村キャンプ場では6月からインターネット予約を始めました。「おらぁ元気だぜ」のHPの「ワクワクたかやま」の中に緑色の予約ボタンがあります。この夏、首都圏は大幅な節電、天然クーラーを持つ高原への脱出が始まります。その受け入れを期待しています。8月は、いぶきの湯が8月1日(月)休館、ふれあいプラザは休まず営業いたします。

高山村観光施設指定管理者 (株)ワクワクたかやま

海水浴に行こう。『吾妻郡海の家』利用者募集

いよいよ、夏本番ですね。天候に恵まれれば、佐渡の島影や日本海の美しい夕日も眺められる「寺泊」。

吾妻郡海の家では、今年の夏も一般の方に開放いたします。

『吾妻郡海の家』利用日程

《一般利用》

- 利用期間 8月1日(月)～13日(土)の宿泊まで
- 利用料金 部屋代 5,000円(1室10畳)
- 食事代 夕朝セット 2,000円(1人)

○申込み 7月1日(金)から7月19日(火)(土日・祝祭日を除く。)まで吾妻広域圏事務局で受付(先着順)7月20日(水)正午からは、現地『吾妻郡海の家』で受付します。

吾妻広域圏町圏振興整備組合ホームページで申込み可

○問い合わせ及び申込み

吾妻広域圏事務局(吾妻郡文化会館内) ☎75-4700
『吾妻郡海の家』(長岡市寺泊金山) ☎0258-75-4733